

議案第5号

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 3 月 3 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
5号	1

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する動物であって、人が飼養又は保管（以下「飼養」という。）するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者）をいう。
- (3) 不明犬 飼い主が判明しない犬をいう。
- (4) 不明猫 飼い主が判明しない猫をいう。
- (5) 不明犬等 不明犬及び不明猫をいう。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会の実現は、市、市民及び飼い主がそれぞれの役割を果たしつつ、動物は命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを理解した上で、互いに連携を図りながら、人と動物にやさしいまちづくりを実践するものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じ、市民及び飼い主と協力して、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物愛護の精神の理解に努めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物が命あるものであることを十分認識するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適正に飼養する責務を有する。

- 2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努め、やむを得ず当該動物を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することのできる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、飼養する動物に対し、首輪、名札、体内に埋め込んで使用する個体を識別する器具等により、飼い主の氏名及び電話番号その他の連絡先を明らかにするための措置を講じなければならない。
- 4 飼い主は、飼養する動物について近隣住民の理解を得られるよう周辺の環

境に配慮した飼養を日々心がけるとともに、人と動物の共生ができる、人と動物にやさしいまちづくりに努めなければならない。

- 5 飼い主は、飼養する動物が逸走した場合は、自らの責任で捜索し、収容しなければならない。
- 6 飼い主は飼養する動物を屋外で運動させる場合は、飼養する動物を制御できるようにするとともに、飼養する動物のふんを適正に処理しなければならない。
- 7 飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めるものとする。

（犬の飼い主の遵守事項）

第7条 犬の飼い主は、前条に定めるもののほか、飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時けい留しておくこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 住居その他の建物の内部又は堅固な塀、さく等で囲まれた場所において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがない方法で犬を飼養するとき。

イ 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

ウ 飼養する犬を制御できる者が、綱等により確実に保持して移動又は運動させるとき。

エ その他規則で定めるとき。

- (2) 他人へのかみつき行為を予防するとともに、ふん尿その他の汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。

- (3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

（猫の飼い主の遵守事項）

第8条 猫の飼い主は、第6条に定めるもののほか、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼養する猫の健康と安全保持の観点及び近隣住民への迷惑を予防する観点から、屋内での飼養に努めること。

- (2) やむを得ず屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

（犬及び猫の一時預かり等）

第9条 市長は、次の各号に掲げる不明犬等の区分に応じ、当該各号に定める場合に限り、規則で定める期間預かること（以下「一時預かり」という。）が

議案	頁数
5号	3

できる。ただし、市長が、不明犬等の状態から一時預かりをすることが不適切であると判断した場合は、この限りでない。

(1) 不明犬 市長が不明犬を保護した場合又は不明犬を保護した者から一時預かりを求められた場合

(2) 不明猫 不明猫を保護した者が、不明猫を市長が指定した場所に持参した場合で、当該保護した者から一時預かりを求められた場合

2 不明犬等を保護した者は、前項の一時預かりを求める場合は、当該不明犬等の飼い主の有無について、できる限り確認に努めた上で行うものとする。

3 市長は、一時預かりをした不明犬等について、飼い主への返還に努めるとともに、飼い主が発見できない場合は、新たな飼い主を見つけるための施策を講じ、譲り渡すものとする。

4 市長は、前項の施策を講じたにもかかわらず、一時預かりの期間内に不明犬等について、飼い主へ返還すること又は新たな飼い主を見つけることができなかった場合は、法第35条第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき県に引取りを求めるものとする。ただし、当該不明犬等の飼養を希望する者がある場合又は動物の愛護を目的とする団体その他の者に譲り渡すことができる場合は、この限りでない。

(災害時の動物の保護)

第10条 市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置として規則で定める措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、市民、飼い主及び動物の愛護を目的とする団体等と連携し、第4条の規定により講ずる施策について総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案	頁数
5 号	4

提案理由（議案第5号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

主な内容は、市、市民及び飼い主の責務、犬の飼い主及び猫の飼い主の遵守事項並びに犬及び猫の一時預かり等です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
5号	5

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市動物の愛護及び管理に関する条例（平成〇〇年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(動物の愛護及び管理に関する施策)

第3条 条例第4条に規定する市の責務として実施する施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する啓発及び教育に関する施策
- (2) 動物愛護活動を行うボランティア育成のための施策
- (3) 動物のしつけに関する施策
- (4) 犬及び猫がみだりに繁殖することを防止するための施策
- (5) 前各号までに掲げるもののほか、動物の愛護及び管理に関する必要な施策

(けい留の除外)

第4条 条例第7条第1号エに規定する規則で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 飼い犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しに供する目的のために、身体または財産（以下「人の生命等」という。）に危害を加えるおそれのない場所又は方法で使用するとき。
- (2) 所有者と居住を同一にすることを常態としている飼い犬を、人の生命等に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養するとき。
- (3) 人が容易に抱え又は肩に乗せることのできる大きさの飼い犬を、人の生命等に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養するとき。
- (4) 愛がんの目的のため生後90日以内の飼い犬を飼養するとき。

(一時預かり期間)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める期間は、原則一時預かりをした日から7日間とする。

(一時的に預かることのできる不明犬等)

第6条 条例第9条第1項ただし書きで規定する判断は、次に掲げるものとする。

- (1) 不明犬で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。
 - ア 人に危害を加えるおそれがある状態であること。
 - イ 負傷等している状態であること。
 - ウ 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第8号）第2条第5号に規定する特定犬（生後9箇月未満の犬を除く。）であ

ること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、一時預かりすることが不適切である事由があること。

(2) 不明猫で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 人に危害を加えるおそれがある状態であること。

イ 負傷等している状態であること。

ウ 生後推定1箇月から6箇月まででなく、自力により餌を摂取できる状態でないこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、一時預かりすることが不適切である事由があること。

(犬及び猫の一時預かり)

第7条 条例第9条第2項の規定により、不明犬等の一時預かりを求める者は、犬・猫一時預かり依頼書(別記様式)を市長に提出するものとする。

(譲渡制度等)

第8条 条例第9条第3項の規定による施策は、次に掲げるものとする。

(1) 新たな飼い主希望者の登録制度

(2) 各種関係機関との連携

(3) その他新たな飼い主を見つけるために必要な施策

(災害時の動物の保護)

第9条 条例第10条に規定する市の措置は、次に掲げるものとする。

(1) 動物との同行避難等災害時の飼養方法に関する啓発

(2) 避難所における動物の受け入れ体制の整備

(3) 動物救護(飼い主の負傷等の理由による動物の救護をいう。)体制の整備

(4) 負傷動物の救護体制の構築

(5) 前各号までに掲げるもののほか、災害時の動物の援護に関し市長が必要と認める措置

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案	頁数
5号	7